

# ごみの分別にご協力下さい

～ ごみカレンダーの近くに貼って毎日の分別に役立ててください ～

ごみの中には、まだまだ使えるものがあり、それらを資源としてリサイクルすることが「ごみの減量」につながります。  
 “混ぜればごみ・分ければ資源”を合言葉にごみの分別を今一度再確認し今後も一層のご協力をお願いします。

住民課 (TEL63-0321)

## 燃焼ごみ (もえるごみ)

台所の生ごみ  
紙クズ・木クズ  
カセット  
ビデオテープ類



## 不燃ごみ (もえないごみ)

食器・金属類  
小物・玩具類  
小型家電製品  
燃えない小型日用品



## 資源ごみ 1 (リサイクルごみ)

空き缶・ビン類  
ペットボトル



## 資源ごみ 2 (リサイクルごみ)

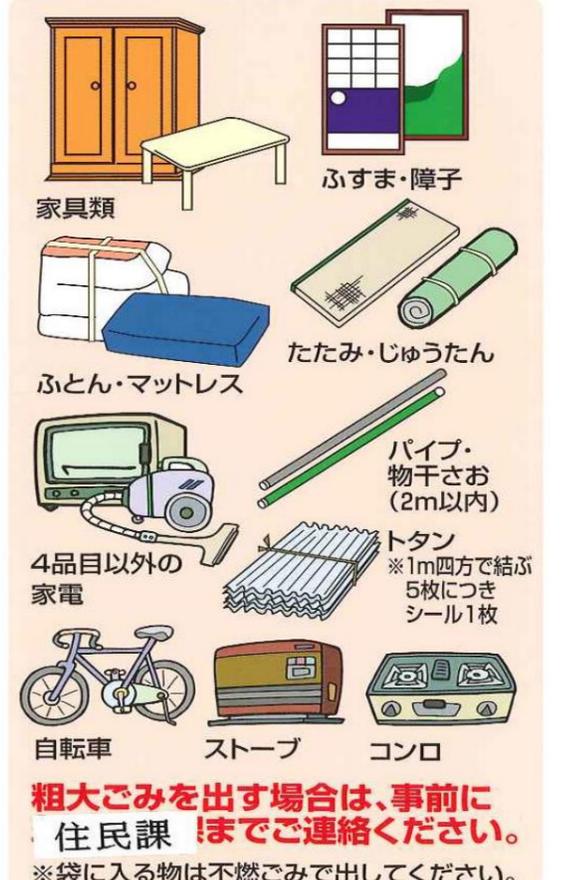
紙・段ボール類  
牛乳パック類  
布・古着、トレイ  
発泡スチロール  
(食品容器)  
プラスチック容器



## 粗大ごみ (大型ごみ)

家具類、ふとん類  
長尺物、自転車  
「リサイクル対象4品目」  
以外の家電製品

申込み制になっています。



1. 生ごみは、必ずよく水気を切って  
から出して下さい。

(水気を切ることで、重さが軽減され、臭いも防ぐことができます。)

1. 刃物や割れたガラス等は、紙に  
包んでください。  
2. 袋に入らないものは粗大へ。

注意：資源青への混入がよく見られますので注意して下さい。

1. 容器は、キャップをとってかるく  
すすいで下さい。

このマークが目印です



1. 食品容器(トレイ、紙パック)は、  
すすいで汚れをおとして下さい。

※汚れがとれないものは燃焼

1. 粗大ごみの予約締め切りは  
回収日前日の午後4時30分です。  
2. 1回に出す量は3点以内程度に。  
3. 4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥  
エアコン)は、郵便局でリサイクル券  
を購入後役場にご来庁下さい。

収集できないごみは、販売店や専門処理業者に依頼してください。

- 建築廃材(ブロック・レンガ・コンクリート・かわら・木材類・石膏ボード・土砂等)
- 営業用機材・器具(コピー機・業務用ミシン・塗料缶・シンナー缶)
- 農耕器具(耕運機・田植機等)
- 自動車・単車(自動車・単車・電動車・自動車部品・タイヤ・ホイール・バッテリー等)
- 医療廃棄物(注射針・注射筒・輸液点滴セット・アンプル等)
- 爆発・引火危険性があるもの(ガソリン・ベンジン・シンナー・廃油・塗料・石油類・農薬・劇薬等)
- 神仏具
- 処理困難物(ガスボンベ・ピアノ・エレクトーン・オルガン・浴槽や風呂釜・耐火金庫・自動販売機・業務用冷蔵庫・焼却灰・消火器・ソーラー・大型温水器・パチンコ・ゲーム機・介護用電動ベッド)
- パソコン(製造販売メーカーが回収リサイクルしています)
- 消火器(消防署にご相談下さい)